

知ろう！いじめの実態、考えよう！あなたの言動 ～SNS等を通じて行われるいじめの事例等から～

1 はじめに

いじめは重大な人権侵害であり、安心・安全に暮らす権利や社会ルールを脅かす犯罪にもつながる行為である。しかしながら、学校やインターネット上で多くのいじめが起きており、深刻化（犯罪化）するケースも後を絶たない。いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止の取組が求められている。（『計画的な』取組の必要性」13ページ参照）

生徒一人一人が、いじめの実態やその犯罪性について理解を深めることを通して、日常の軽率で身勝手な言動が人を傷付けたり、いじめの深刻化を招いたりすることに気付くことが重要である。また、いじめを絶対に許さないという人権感覚を磨き、いじめの未然防止・早期解決のために自ら行動しようとする意欲や態度を身に付けることが大切である。

2 学習のテーマとねらい

(1) テーマ 「いじめの実態やその犯罪性について知り、自らのとるべき行動を考える」

(2) 主な対象 中学校～高等学校

(3) 学習のねらい

いじめは重大な人権侵害であり、犯罪にもつながる行為であるということについて理解を深め、いじめの未然防止・早期解決のために自ら実行すべきことを考える。

3 教材について

学級での生活の中やインターネット上において、ささいな行為がエスカレートし深刻化する事例を示した。この事例を通して、いじめは重大な人権侵害に当たり、犯罪行為にまでつながっていく可能性があるということに気付かせたい。

「学級でのいじめがエスカレートしていった事例」（資料①）は、ちょっとしたからかいや遊びのように見える行為が拡大、深刻化していく様子を示した事例である。

「気が休まることのないネット上のいじめ事例」（資料②）は、学級での陰口やうわさ話から始まり、プロフへの嫌がらせや通信アプリでの交信の仲間はずれ、持ち物への損壊等へエスカレートしていく様子を示した事例である。

取組例 学級活動

(1) ねらい

○いじめは、犯罪行為にもつながっていく重大な人権侵害であるということを理解する。

○日常の軽率で身勝手な言動が、人を傷付けたり、いじめにつながることに気づき、自分がいかに行動すればよいかを考える。

(2) 活 動

- 1 資料①又は②を読み、いじめに当たると思うものを指摘し、その理由について考えをまとめる。
 - 各自で、いじめに当たると思うものに下線を引き、その理由を考える。
 - グループで、各自の意見を交流し、その結果、いじめに当たると判断したものに赤色で線を引き、その理由をまとめる。
 - 全体で、グループでの話合いの内容について発表し、共有する。

*導入として、事前に行った、いじめについてのアンケートの結果を示し、気になる行為について話し合うこともできる。

*話合いがいじめに当たるか否かに終始しないよう伝え、いじめに当たると考える理由について、様々な意見を出し、十分話し合うことで、次の事項への気づきが生まれるようにする。

<予想される生徒の反応>

- ・いじめには様々な態様がある。
- ・被害を受けた生徒の立場に立って考えることが大切である。
- ・いじめは行為の程度や回数で決まるものではない。
- ・いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることも、いじめに加担する行為である。 等

教師資料：『いじめの定義』

○いじめ防止対策推進法第二条(平成25年9月28日施行)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<留意点>

- ・「いじめられる人も悪い」等の意見については、その「悪い行為」（嘘をつく、態度が悪い等）を理由としてのいじめの加害行為が許されるのかどうか考えさせ、話合いが、「いじめの原因は被害者にもある」「いじめられても仕方がない」等の結論で終わらないように指導する。
- ・資料①又は②で示されているような行為が、現に学級で行われているときには、いじめに当たると指摘しづらいと感じる生徒もいるため、適切に指導する。

- 2 1で下線を引いた「いじめ」のうち、犯罪に当たると思うものに※印を付ける。

<留意点>

グループ等での意見交流を行う場合は、犯罪に当たらなければよいという方向に流れないように十分注意する。

3 教師の説明を聞き、様々ないじめが、犯罪につながっていることに気付く。

* 教師用解答例（資料③又は④）を用いて、犯罪につながる行為（※印）と罪名（【 】内）を説明する。（教師用解答例は生徒には配付しない。）

* 資料⑤⑥を参考に、いじめは傷害罪や暴行罪等の犯罪につながることを説明する。また、犯罪につながらなかった行為についても、民事上の責任が問われることもあることに触れておく。（「刑事裁判と民事裁判について」 77ページ参照）

<予想される生徒の反応>

- ・心を傷付ける等の暴力を伴わない行為も、侮辱罪等の犯罪になり得るようだ。
- ・加害者がいじめと認識していない行為やはやし立てる等の加担行為も、犯罪につながっているんだな。 等

4 いじめ行為のうち、直ちに犯罪に当たるとされなかったもの（1で指摘した箇所のうち、2、3で犯罪につながったり、民事上の責任を問われるとされなかったもの）についても、許されない行為であることを確認する。

* 1の活動を踏まえて、いじめに当たると考えた理由に着目させ、直ちに犯罪に当たらない行為も人権侵害であり、許されない行為であることを確認させる。（教師資料：『いじめの定義』参照）また、無視や陰口、いじめを見て見ぬふりをするなどのいじめを助長する言動についても気付かせる。

5 いじめの未然防止・早期解決のためにできることを考える。

○グループで話し合い、全体で発表し共有する。

* 具体的な行動宣言を考え、学年集会等で発表したり校内に掲示したりして、ねらいの深化を図ることもできる。

<予想される生徒の反応>

- ・人を傷付けることのないように、相手の気持ちを考えて行動する。
- ・日頃の行いがいじめにつながっていないか省みる。
- ・自分がされて嫌なことはしない。
- ・見て見ぬふりをせず、「いじめをやめよう」と言える人になる。
- ・ささいないじめを見逃さない。いじめをしないという強い意志を持つ。 等

参考HP

○「いじめ」 文部科学省

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

資料① 学級でのいじめがエスカレートしていった事例 (N中学校第2学年B組)

4月半ばのある日、A男は、4校時の体育の50M走で転び、給食の配膳でもおかずをこぼしてしまい、男子生徒数名から、「どじ」「のろま」とからかわれ、照れ隠しに猿のまねをして笑っていた。そんなA男を見て、クラスの多くの生徒が、「ばかじゃないの。」とあざ笑った。

5月上旬、クラスの男子生徒の中では教室の角で「おしくらまんじゅう」をして遊ぶことがはやっていた。A男は、おおげさに大きな声を上げるので、みんなにおもしろがられて一斉に壁に押しつけられることが多かった。周りで見ている生徒も、A男のユニークな反応を一緒に楽しみ、それを期待して「やれ、やれ。」とけしかけていた。担任も度々「教室であばれるな。」「やめろ！いじめはいけない。」と注意をしていたが、生徒は「遊んでいるだけ。」「スキンシップで一す！」と答えていた。

6月、「A男は、何をやってもだめなやつ」という雰囲気がクラス全体にでき上がっていた。「いじられキャラ」として、休み時間はみんなから声をかけられていたが、授業中は発言がほとんどなく、表情も乏しかった。

6月も終わろうとする頃、教室の後ろで「プロレスゲーム」が繰り返されていた。大柄な男子生徒がA男に技をかけ、周りの生徒もそのリアクションを楽しんでいた。「今日の決め技は何？」「3本勝負にしよう。」と机をよけて場所をつくったり、「さあ、はじまるよ。」とはやし立てたりして、プロレスゲームは、昼休みの見せ物になっていた。A男に「負けたら、千円な！」と言う者もいた。A男が反撃すると、複数の生徒が後ろから両腕をつかんだり横から足をかけたりして、A男を押さえつけた。最後はいつも、半泣きになったA男がズボンを脱がされそうになって終わっていた。参加した生徒の中には、「子どもっぽくて、すぐ本気になってやりかえしてくるA男っておもしろい。」と罪の意識を全く感じていないような発言をする者もいた。一方「やり過ぎだ。」「かわいそう。」と思う者もいたが、その場の雰囲気に流されて、誰一人止めようとする者はいなかった。

7月になった昼休み、A男は、大きなたんこぶをつくって保健室に来た。学級でいざこざがあったことは明らかであるが、「廊下で転んだ。」とだけしか言わなかった。

資料② 気が休まることのないネット上のいじめ事例 (M 中学校第3学年A組)

S子は、2年生の後半からプロフ（モバイルサイトに自己紹介ページを作成できるサービス）をもち、通信アプリでの情報交換をしていた。

4月半ばのある日、自習の時間に、各々好き勝手なおしゃべりで盛り上がっているクラスの中で、黙って勉強を続けているS子は、女子生徒数人から、「S子、くら一。」「何様のつもり？」などと陰口を叩かれた。これをきっかけに、複数の女子グループがS子の方をじろじろ見て、何やら陰口やうわさ話をするようになった。そして、通信アプリ仲間の女子も「S子、気にしないで、ほっとけばいいよ！」と言いながらも、徐々にS子と距離をおくようになっていった。

5月上旬、S子の通信アプリの仲間から「うざいなあ、(学校に)来るなー」の書き込みがあった。これを見てS子は「私のこと？」と思った。この通信アプリは、登録グループ内で自由に文字や写真などをやり取りできる。しかし、この後、S子は自分だけメッセージを読めないよう設定された。また、プロフの掲示板に、「消えろ!」「KY(空気読めない)」「S子は、万引犯だよ。」などの悪口やありもしないことを書き込まれていた。学校では、他のクラスの生徒までもが、S子の方を見て何やら知っているような素振りで、こそそ話をするようになっていた。

6月、S子は「ノリの悪い、いらぬ存在」として、S子が近くにいるだけで顔をそむけたりその場を立ち去ったりと、クラス全体にS子を見無視する雰囲気ができ上がっていた。S子は、(ブロックされて誰も読んでいない)通信アプリの仲間に「答えて!」「私、何かした?」と書き込んでみるが、かつての仲間はS子を外した別の通信グループをつくっていて返事はなかった。S子は、ぜん息が悪化して欠席することが増えた。登校しても、体調が優れず、ぽつんと一人席に座って校庭を眺めていた。

6月も終わろうとする頃、S子は、何も言わず図書室や保健室に行くことが多くなっていった。S子が教室から出て行くと、ノートにいたずら書きをしたり、「このシャーペンかわいい。S子にはもったいない。」と勝手に捨てたりする者もいた。「どーせ、S子、なんにも言わないで、すました顔してるだけだよ。」「もっとやっちゃえ。」とおもしろがる者もいた。机の上に紙くずが置かれたり、一度は椅子の上に画鋏がびょうを置かれたこともあった。「やり過ぎだ。」「かわいそう。」と思う者もいたが、その場の雰囲気に流されて、誰一人止めようとする者はいなかった。生徒の中には、S子に「今度、1万円持って来い!」と脅しのメールをしたり、「おばあさんの衣装にS子の顔写真を貼り付けて(ネットに)流したら、みんな、『お似合い』だって。」と発言したりする者もいた。程なくして、S子は、ぜん息の悪化を理由に全く学校に来なくなった。

7月になったある日の夕方、S子の母親から担任に電話が入った。「娘の携帯(通信アプリやプロフの掲示板)に『逃げるな。』『S子うざい、消えて!』などの書き込みが何度もあって……。休んでいても、一日中気が休まらないみたいで。」と言いながら母親は泣いていた。

資料③ A男の立場に立ってみた解答例(教師用) ※は犯罪につながる行為、【 】内は罪名。
いじめの被害を受けている生徒が、心身の苦痛を感じると想定される行為、状況に下線を施した。

4月半ばのある日、A男は、4校時の体育の50M走で転び、給食の配膳でもおかずをこぼしてしまい、男子生徒数名から、「どじ」「のろま」とからかわれ、照れ隠しに猿のまねをして笑っていた。そんなA男を見て、クラスの多くの生徒が、※「ばかじゃないの。」【公然性があれば侮辱罪】とあざ笑った。

5月上旬、クラスの男子生徒の中では教室の角で「おしくらまんじゅう」をして遊ぶことがはやっていた。A男は、おおげさに大きな声を上げるので、みんなにおもしろがられて※一斉に壁に押しつけられる【数人が共同すれば暴力行為等処罰に関する法律違反】ことが多かった。周りで見ている生徒も、A男のユニークな反応を一緒に楽しみ、それを期待して※「やれ、やれ。」とけしかけていた。【どちらかに肩入れすれば教唆】【どちらにも肩入れせず現場を煽ることと本人に傷害を負わせれば現場助勢罪】担任も度々「教室であられるな。」「やめろ！いじめはいけない。」と注意をしていたが、生徒は「遊んでいるだけ。」「スキンシップで一す！」と答えていた。

6月、「A男は、何をやってもだめなやつ」という雰囲気^〇がクラス全体にでき上がっていた。「いじられキャラ」として、休み時間はみんなから声をかけられていたが、授業中は発言がほとんどなく、表情も乏しかった。

6月も終わろうとする頃、教室の後ろで「プロレスゲーム」が繰り返されていた。大柄な男子生徒がA男に※技をかけ【暴行罪、怪我を負わせれば傷害罪】、周りの生徒もそのリアクションを楽しんでいた。「今日の決め技は何?」「3本勝負にしよう。」と机をよけて場所をつくったり、※「さあ、はじまるよ。」とはやし立てたりして、プロレスゲームは、昼休みの見せ物になっていた【脅迫又は暴行を用いて義務なき行為をさせれば強要罪】。A男に※「負けたら、千円な!」【強要罪又は恐喝罪】と言う者もいた。A男が反撃すると、※複数の生徒が後ろから両腕をつかんだり横から足をかけたりして、A男を押さえつけた【暴力行為等処罰に関する法律違反、怪我を負わせれば傷害罪】。最後はいつも、半泣きになったA男が※ズボンを脱がされそうになって【暴行罪、加えてズボンが破れれば器物損壊罪】終わっていた。参加した生徒の中には、「子どもっぽくて、すぐ本気になってやりかえしてくるA男っておもしろい。」と罪の意識を全く感じていないような発言をする者もいた。一方「やり過ぎだ。」「かわいそう。」と思う者もいたが、その場の雰囲気に流されて、誰一人止めようとする者はいなかった。

7月になった昼休み、A男は、大きな※たんこぶをつかって【加害者がいれば傷害罪】保健室にきた。学級でいざこざがあったことは明らかであるが、「廊下で転んだ。」とだけしか言わなかった。

資料④ S子の立場に立ってみた解答例(教師用) ※は犯罪につながる行為、【 】内は罪名。
いじめの被害を受けている生徒が、心身の苦痛を感じると想定される行為、状況に下線を施した。

S子は、2年生の後半からプロフ(モバイルサイトに自己紹介ページを作成できるサービス)をもち、通信アプリでの情報交換をしていた。

4月半ばのある日、自習の時間に、各々好き勝手なおしゃべりで盛り上がっているクラスの中で、黙って勉強を続けているS子は、女子生徒数人から、「S子、くら一。」「何様のつもり?」などと陰口を叩かれた。これをきっかけに、複数の女子グループがS子の方をじろじろ見て、何やら陰口やうわさ話をするようになった。そして、通信アプリ仲間の女子も「S子、気にしないで、ほっとけばいいよ!」と言いながらも、徐々にS子と距離をおくようになっていった。

5月上旬、S子の通信アプリの仲間から「うざいなあ、(学校に)来るなー」の書き込みがあった。これを見てS子は「私のこと?」と思った。この通信アプリは、登録グループ内で自由に文字や写真などをやり取りできる。しかし、この後、S子は自分だけメッセージを読めないよう設定された。また、プロフの掲示板に、※「消えろ!」「KY(空気読めない)」「S子は、万引犯だよ。」【名誉毀損罪】などの悪口やありもしないことを書き込まれていた。学校では、他のクラスの生徒までもが、S子の方を見て何やら知っているような素振りで、こそこそ話をするようになっていた。

6月、S子は「ノリの悪い、いらぬ存在」として、S子が近くにいるだけで顔をそむけたりその場を立ち去ったりと、クラス全体にS子を見下ろす雰囲気ができていた。S子は、(ブロックされて誰も読んでいない)通信アプリの仲間に「答えて!」「私、何かした?」と書き込んでみるが、かつての仲間はS子を外した別の通信グループをつくっていて返事はなかった。S子は、ぜん息が悪化して欠席することが増えた。登校しても、体調が優れず、ぼつんと一人席に座って校庭を眺めていた。

6月も終わろうとする頃、S子は、何も言わず図書室や保健室に行くことが多くなっていった。S子が教室から出て行くと、※ノートにいたずら書き【器物損壊罪】をしたり、「このシャーペンかわいい。S子にはもったいない。」と※勝手に捨てたりする【器物損壊罪】者もいた。「どーせ、S子、なんにも言わないで、すました顔してるだけだよ。」※「もっとやっちゃえ。」とおもしろがる者【教唆】もいた。机上に紙くずが置かれたり、一度は※椅子の上に画鋏を置かれた【怪我をすれば傷害罪、怪我がなく衣類に穴が空いただけなら器物損壊罪】こともあった。「やり過ぎだ。」「かわいそう。」と思う者もいたが、その場の雰囲気に流されて、誰一人止めようとする者はいなかった。生徒の中には、※S子に「今度、1万円持って来い!」と脅しのメール【恐喝罪】をしたり、「おばあさんの衣装にS子の顔写真を貼り付けて(ネットに)流したら、みんな、『お似合い]だって。』と発言したりする者もいた。程なくして、S子は、ぜん息の悪化を理由に全く学校に来なくなった。

7月になったある日の夕方、S子の母親から担任に電話が入った。「娘の携帯(通信アプリやプロフの掲示板)に『逃げるな。』『S子うざい、消えて!』などの書き込みが何度もあって……。休んでいても、一日中気が休まらないみたいで。」と言いながら母親は泣いていた。

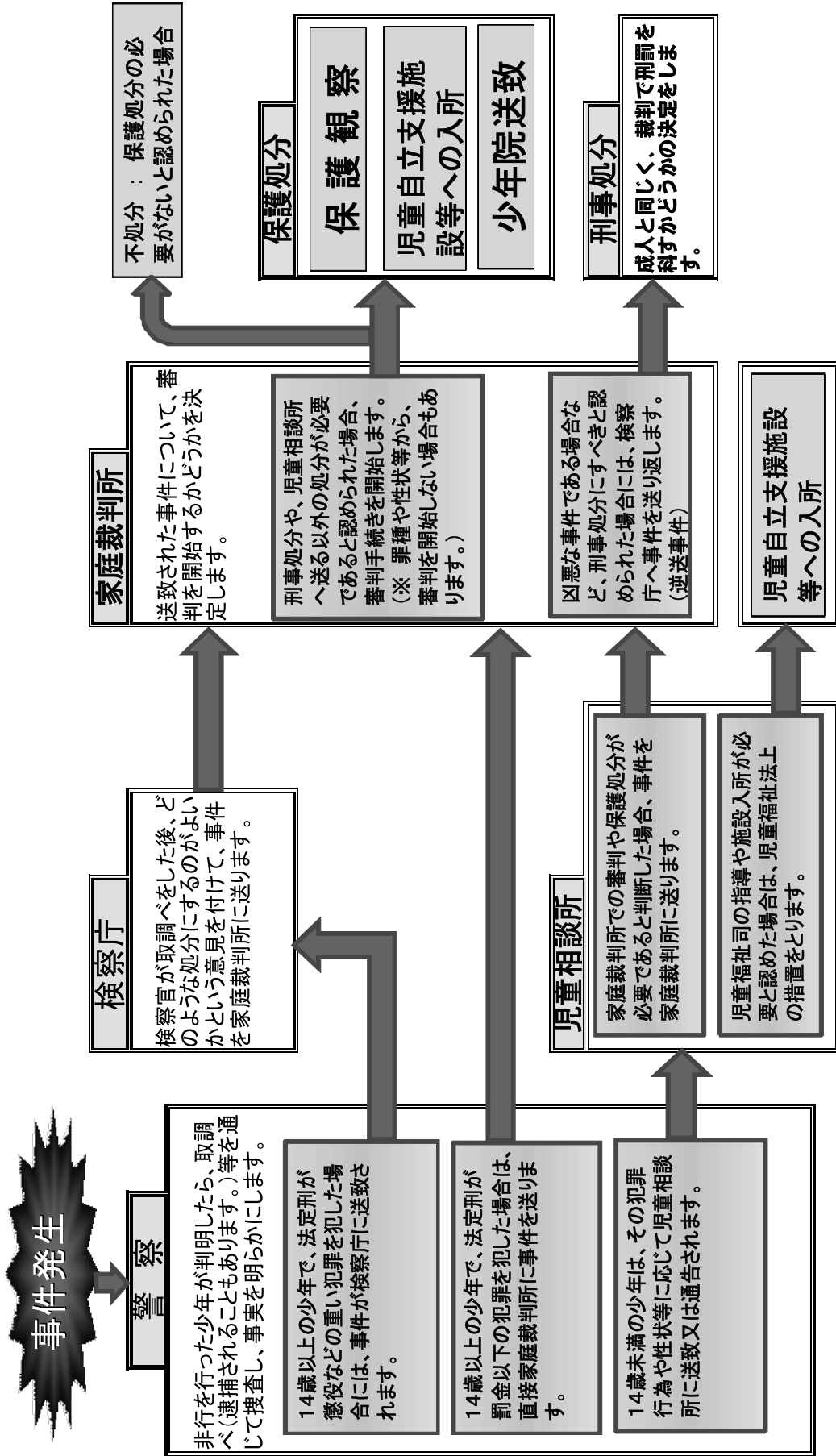
<p>1. 警察への通報・相談に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 学校や教育委員会においていじめ始める児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校において早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要。</p> <p>(2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。</p> <p>2. 学校において生じる可能性のある犯罪行為等</p> <p>以下の「事例」は過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記1. の考え方に基づいて判断することが必要である。</p>	
<p>いじめの態様 (※)</p>	
<p>ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。</p>	<p style="text-align: center;">刑罰法規及び事例</p> <p>第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。</p>
<p>軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。</p>	<p>第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。</p>
<p>嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。</p>	<p>第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：プロレスと称して同級生を押しええつけたり投げたりする。</p>
<p>金品をたかられる。</p>	<p>第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。</p>
<p>金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。</p>	<p>強制わいせつ (刑法第176条) 第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6年以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。</p> <p>恐喝 (刑法第249条) 第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。</p>
<p>金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。</p>	<p>窃盗 (刑法第235条) 第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例：教科書等の所持品を盗む。</p>

	器物損壊等 (刑法第261条)	第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例：自転車を故意に破損させる。
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なこと等を言われる。	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例：学校に來たら危害を加えろと脅す。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なこと等をされる。	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なこと等をされる。	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例：学校に來たら危害を加えろと脅すメールを送る。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なこと等をされる。	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例：特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)	第7条 (略) 2～3 (略) 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略) 5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略) 6 (略) 事例：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。	

(※) いじめの態様：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」

資料⑥ 「少年法における処分決定までの流れ」

※深刻な人権侵害を伴ういじめは、犯罪行為として厳しく取り締まられます。



犯罪は厳しく取り締まられます！ 社会のルールを守りましょう！！